

平成 30 年度「飛島でプチ移住体験事業」 実 施 要 領

1 目的

島での暮らしに興味・関心がある方を対象に、飛島での暮らしと仕事を体験してもらう事業を実施することにより、移住先としての飛島を具体的に認識してもらうとともに、当該体験事業の結果を分析して移住者の受入環境づくりの促進を図ることを目的としています。

2 主催者

山形県

3 参加者の資格

- ①島暮らしに興味関心があること
- ②心身ともに健康であること
- ③年齢 18～65 歳
- ④過去に「飛島の暮らしと仕事 ショート・ミドルステイ体験事業」に参加したことがないこと

4 募集人数

参加者の希望滞在期間に応じて、7 人(全て 1 カ月間の滞在希望の場合)～15 人の範囲で調整する。

5 事業実施期間

平成 30 年 5 月 14 日(月)から 9 月 2 日(日)まで

6 参加者の活動期間

- 参加者の希望する 1～4 週間(原則、週単位)
- 最短日数 6 泊 7 日
- 参加開始日 各週の月曜日(応相談)
- 体験期間は事務局との調整により決定した期間とし、原則として、体験開始後の期間変更はご遠慮願います。但し、体調不良等、やむを得な

い事情がある場合は、事務局にご相談ください。

- 飛島から帰る日に定期船が欠航した場合は、事業費で宿泊費を負担します。天気予報、波浪予報で事前に欠航が判明した場合は、予定より早くお帰りいただくことも可能です。

7 活動場所

飛島島内

8 集合場所

飛島勝浦港（定期船発着所）

9 宿泊先

- 実施者が指定する飛島島内の旅館または民宿に宿泊します。
- 他の参加者と相部屋になる場合や途中から別の宿泊先に変更となる場合もあります。
- 食事の量やアレルギーなど、特別な事情がある場合は、予め事務局にお知らせ願います。
- 洗濯は宿泊先の指示に従って、洗濯機を借用してください。

10 日程

個人ごとに相談させていただきますので、別途お知らせします。

11 参加費

無料

但し、酒田市定期航路事業所までの交通費、滞在期間中の昼食代、その他の個人が消費するものは自己負担となります。

12 事業で負担する経費

① 宿泊費（朝・夕食を含む）

※交流会への参加等、正規の食事以外の飲食にかかる経費については、対象となりません。

② 定期船運賃（往復）

③ 飛島に渡る予定日に船が欠航した場合の本土での宿泊費

④ 本土に渡る予定日に船が寄港した場合の飛島での宿泊費

※③～④については、事業費で宿泊費の一部（定額）を負担します。③については、原則、県外の方かつ最大2泊までとします。（宿泊先の領収書を提出いただける場合に限ります。）

13 傷害保険・賠償保険

事業において、国内旅行傷害保険及び賠償責任保険に加入します。

14 応募方法

参加申込書を下記事務局に提出すること。

事務局 合同会社とびしま（担当 小川）

〒998-0281

山形県酒田市飛島字勝浦乙132-19

電話：0234-96-3800

FAX：0234-95-2150

メール：mail@tobi-shima.com

15 参加者決定方法

○書類選考（不明な点等を電話でお聞きする場合があります。）

○各月5日（5月のみ7日）、20日の17時までに事務局に到着した参加申込者毎に選考会を実施します。

○選考には数日間かかります。

16 応募締め切り

○体験希望月の前月20日17時

○5月の参加開始については5月7日（月）17時

○定員になり次第、募集終了。

17 留意事項

① 参加決定者は誓約書（別紙）を提出してください。

② 参加決定者には、参加者ご本人以外の緊急連絡先についてもお聞きしま

す。

- ③ 飛島には、常勤医師がおりません。服薬等の状況や緊急連絡先などについては、滞在期間中に限り、主催者が必要と判断する関係機関と情報共有をさせていただきます。
- ④ 仕事体験と暮らし体験を含む自由時間は活動時間の半々程度とします。
- ⑤ 仕事体験等について報酬の支払いはありません。
- ⑥ 昼食は島内の飲食店等で自由にお取りください。宿泊先に注文する場合は、各自で依頼してください。
- ⑦ 体験内容は、天候により左右されますので、変更となる場合があります。
- ⑧ この事業は、1の目的により実施していますが、飛島では、すぐに住める住居やすぐに就職できる就労先が十分に整っているわけではありません。住居については、市の助成制度の活用をご紹介させていただくことが出来ます。就労先については、個々にご相談させていただくことになります。
- ⑨ 酒田市移住相談総合窓口は、酒田市本土にあります。移住相談を希望される場合は、体験事業の行程とは別に相談を行っていただくこととなります。島内の空き家の見学は、希望により体験中に可能な場合もあります。
- ⑩ 参加申込書の氏名、現住所地の都道府県名、顔写真及びひとこと自己紹介は、予め配布する島民へのお知らせに掲載させていただきます。
- ⑪ 主催者（事務局含む）、酒田市及びとびしま未来協議会が事業に関して行う取材及び情報発信にご協力をお願いします。（「とびしま未来協議会」とは、島民、島の応援団、行政等が合意形成のもと総合力による事業を運営・実施、または協議、支援していくことを目的とする協議会です。）
- ⑫ 参加決定者は、別途お渡しする「体験のしおり」により詳細をご確認ください。

(別紙)

誓 約 書

私は、平成 30 年度「飛島でプチ移住体験事業」の参加にあたり、下記の事項を誓約します。

1. 「実施要領」及び「体験のしおり」をよく読むとともに、記載のない事項について、主催者である山形県（以下、「主催者」とする）及び事務局から必要により行う指示、連絡があった場合は、これに従うことに同意します。
2. 心身の健康状態が良好であり、体験に備えて十分であることを誓います。
3. 体験中に負傷、事故が発生した場合、事業において契約する国内旅行傷害保険及び賠償責任保険に請求が可能な範囲でのみ請求します。
4. 体験に際する映像、写真、記事、記録のテレビ、新聞、雑誌、インターネット・パンフレット等に掲載・利用されることを許可します。又、その使用权は主催者に属することを承諾します。記入した個人情報、体験に関する連絡等に利用されることを同意します。
5. 主催者側の都合及び判断により、体験が中止もしくは内容変更があった場合でも異議を申しません。
6. 虚偽の申告があった場合や主催者により体験参加に支障があると判断された場合は、主催者の体験参加中止勧告を受け入れます。

平成 年 月 日

参加者氏名(直筆署名)

Ⓜ